

(政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第二十三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十五号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第十六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十七号中「第十五号」を「前二号」に改め、同条第六項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等ノ受託等」を「金融先物取引ノ受託等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「金融先物取引等又ハ同条第十二項」を「取引所金融先物取引等又ハ同条第十一項」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の

受託等」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項第十二号中「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に、「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十三号中「第六号」の下に「及び前号」を加える。

(証券取引法の一部改正)

第二十五条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第五号中「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改める。

第一百三十三条第一項中「第二条第七項」を「第二条第六項」に、「第二条第九項」を「第二条第七項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第十号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改め、「もの」の下に「（同項第二号に掲げる行為を除く。）」を加える。

第八十七条第四項第十号、第九十三条第二項第十号及び第九十七条第三項第十号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十七条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十五号の二を次のように改める。

十五の二 取引所金融先物取引等

第九条の八第二項第十六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十七号中「第十五号の二」を「前二号」に改め、同条第六項第三号の三中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第四号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二十八条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「同条第四項第二号」を「同項第二号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同項第一号」を「同項第二号」に、「又は同項第二号」を「又は同項第三号」に、「同条第十一項」を「同条第三項」に、「同項に」を「同条第二項に」に改める。

第二十条第九号中「第二条第三項」を「第二条第九項」に改める。

第二十二条の二第一項中「第二条第十三項」を「第二条第十二項」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第二十九条 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第三百四十八条第二号中「第二条第七項」を「第二条第六項」に、「同条第八項」を「同条第三項」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第三十条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第十一号を次のように改める。

十一 取引所金融先物取引等

第五十三条第三項第十二号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十三号中「第十一号」を「前二号」に改め、同条第五項第四号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第五十四条第四項第十一号を次のように改める。

十一 取引所金融先物取引等

第五十四条第四項第十二号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十三号中「第十一号」を「前二号」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第三十一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第九号を次のように改める。

九 取引所金融先物取引等

第六条第三項第十号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十一号中「第九号」を「前二号」に改め、同条第七項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第三十二条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十六号の二を次のように改める。

十六の二 取引所金融先物取引等

第五十八条第二項第十七号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十八号中「第十六号の二」を「前二号」に改め、同条第六項第三号の三中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第四号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第五十八条の二第一項第十四号の二を次のように改める。

十四の二 取引所金融先物取引等

第五十八条の二第一項第十五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十六号中「第十四号の二」を「前二号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の五中「許可」を「登録」に改め、同表第二十五号の二(四)中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「又は同法第五十五条の八の届出」を「同法第五十五条の八の届出、同法第五十六条の登録、同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項(同法第六十四条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第九十五条第一項の登録」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十二号を次のように改める。

十二 取引所金融先物取引等

第十条第二項第十三号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十四号中「第十二号」を「前二号」に改め、同条第十項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引所」を「第二条第六項(定義)に規定する金融先物取引所」に、「同条第八項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十七条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第六号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第七号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第八号中「第六号」を「前二号」に改め、同条第八項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条中「第二条第七項」を「第二条第六項」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第三十九条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第十号中「第二条第五項」を「第二条第四項」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第四十条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十四号を次のように改める。

十四 取引所金融先物取引等

第五十四条第四項第十五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十六号中「第十四号」を「前二号」に改め、同条第六項第五号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第四十一条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十三号中「第二条第十三項」を「第二条第十二項」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三百三条のうち金融先物取引法第三十四条の二十の改正規定の次に次のように加える。

第五十九条第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(金融庁設置法の一部改正)

第四十三条 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号ソ及びツ中「営む」を「行う」に改める。